

# 史料から見る日本の留学生政策

—対支文化事業中の一般留学生を例として—

羅仕昌

(台湾・国立政治大学日本研究博士プログラム)

## 【要約】

本論は、第二次世界大戦前の対支文化事業における奨学金留学生について研究するものである。日本は戦前、どのような留学生政策をもって、中国の留学生たちに接したのか。日本の戦前の留学生政策を研究することにより、戦後の留学生政策を紐解く新しい手掛かりになると筆者は考えている。

そこでまず本研究は、アジア歴史資料センターの H 門、対支文化事業の資料を用いて、主に戦前日本の奨学金留学生事業を解明する。

日本が対支文化事業を開始した目的には、元々、中国の親日、知日派を拡大する狙いがあったが、本論が述べるように、ブラックボックスのような審査基準や煩雑な事務手続きなどで、逆に留学生たちの反感を買うことになった。1980年代になり、審査基準は明白になったが、煩雑な事務手続きは、留学生たちにとって依然として煩わしいものとなっていた。このような状態は「留学生 10 万人計画」が終わるまで続いたのである。

**キーワード：**対支文化事業、一般留学生、留学生政策、奨学金

## 一 はじめに

本論考は、アジア歴史資料センターの H 門、対支文化事業の文書を利用して、第二次世界大戦前の日本の奨学金留学生政策を研究するものである。今日では交通手段の進歩やビザ取得の簡素化により、国際移動のハードルが低くなっている。また現在日本の留学生政策は 2008 年の「留学生 30 万人計画」（文部科学省 2008a; 2008b）を中心に、外国の留学生を受け入れる準備を整えてきている。留学生の入学から卒業・就職まで責任を持つ一連の政策は優秀な外国学生を日本に呼び込むのに一定の成果を挙げているといえよう。2019 年 5 月の統計では、日本の留学生数は 312,214 人であり、30 万人の目標を達成した。しかし交通不便でビザもなかなか取れなかった第二次世界大戦前、当時の留学生たちはどのようにして海を越えて、異郷で勉学したのだろうか。またその留学生の受入れ国はどのような政策と体制を持って彼らを迎えたのだろうか。

本論考はこの素朴な疑問から第二次世界大戦前の日本の留学生政策について検討したものである。研究対象は日本の対支文化事業の中の一般留学生とし、期間は 1923 年（大正 12 年）から 1931 年（昭和 6 年）までとする。此の時期は対支文化事業の草創期であり、日中両国は奨学金留学生に関する多くの公文の往来を残しており、その中から事例を取り出して考察を進めることにする。

対支文化事業とは第二次世界大戦以前、日本が義和団事件で得た賠償金や山東半島利権返還の補償金を基金とし、対支文化事業特別会計を設け、対中国の文化事業を推進する事業である。その中の留学生事業は奨学金を提供した。いわば日本最初の奨学金留学生とも

いえよう<sup>1</sup>。日本国立公文書館アジア歴史資料センターでは、特別に H 門を設け、東方文化事業の関連文書を集めており、留学生関連の資料も豊富である。また、他の門でも留学生関連の資料が散見できる<sup>2</sup>。

なお留学生政策を検討する際、受入国の日本の留学生政策は行政面において多くの制約を受けているようだ。例えば 1983 年からの「留学生 10 万人計画」では、留学生には様々な保証人を必要とし、口座をひらくにも、宿舎を借りるにも保証人が必要であった。この保証人制度が日本留学生の受け入れに良くない影響を与える場合もしばしばあった。また「留学生 10 万人計画」期間中のみならず、後の「留学生 30 万人計画」の時期でも、日本出入国管理局の査証発給の基準が急に厳しくなったこともあった。これも行政が留学生政策に影響を与えている一例であった。これは日本が敗戦し、連合国軍による占領下におかれ、憲法も改正されたが、多くの公務員は戦後公職復帰を果たしている。そのため戦後日本の行政はかなり戦前行政の名残が見られるようだ<sup>3</sup>。

ではもし戦後の留学生政策も戦前の留学生政策の残滓があったとすれば、戦前の政策を検討することで、戦後の留学生政策を改善する新たな考え方になるのではないだろうか。本論考は以上の視点か

---

<sup>1</sup> それ以前も奨学金をもらう留学生（官公費留学生）がいたのだが、奨学金は主に中国政府から支給された。これは日本にとっては所謂現在の「外国政府派遣留学生」というカテゴリに属する。

<sup>2</sup> アジア歴史資料センター、<https://www.jacar.go.jp/>。主な資料は H 門第 5 類の学費補給、諸補給にある。ほかに、I 門の政治、I 門の文化、宗教、衛生、労働及社会問題などでも、留学生に関する資料がある。

<sup>3</sup> e-GOV 法令検索「昭和 27 年法律第 94 号、公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令等の廃止に関する法律」、[https://elaws.egov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0500/detail?lawId=327AC0000000094&openerCode=1](https://elaws.egov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=327AC0000000094&openerCode=1)。

ら第二次世界大戦以前の対支文化事業の留学生事業を中心に、戦前と戦後の留学生事業の相違を解明したい。本論考はその第一歩である。なお対支文化事業は当時の称呼であり、ここでは特に蔑意を含むものではないことをあらかじめ断っておく。

## 二 先行研究

東方文化事業及びその前身対支文化事業については、すでに多くの研究がなされており、その代表として、阿部（2004）の『「対支文化事業」の研究：戦前期日中文化交流の展開と挫折』と山根（1980；2005）の『近代日中関係の研究—対華文化事業を中心として—』と『東方文化事業の歴史：昭和前期における日中文化交流』などが挙げられる。また王樹槐（1974）の『庚子賠款』と黄福慶（1982）の『近代日本在華文化及社會事業之研究』では、主に義和団事件とその賠償金の使い道などについて中国側の資料を使い、日本の文化事業などにも触れている。

阿部は対支文化事業について一次史料を詳しく集めたほか、細かく当時の事業進展状況を紹介し、また日本の政策立案の過程にも注目している。東方文化事業を理解する上で欠かせない重要な参考資料になっている。特に阿部は事業全体の進展状況に注目し、留学生事業についても、奨学金支給資格や支給額の変遷について詳細に分析した。しかしながら、以上の先行研究では、政策制定に着目し、実際に政策を執行する段階での行政過程に触れていない。

なお日本の中央省庁の政策形成過程（城山、細野 2002）については、特に法務省の役割について注目したい。2001年1月より省庁再編がなされ、新たな省庁はその性格を少しずつ変え始めたが、従来の省庁の諸要素（事務処理習慣）は、戦前まで遡れるのではな

いだろうかと筆者は考えている。文部省は現場型、法務省は制度官庁型などと言われているが、特に法務省は基本的に各局の自律性が高い。法務省のそれぞれの局の職員はそれぞれの出身母体があり、局を超えての人事異動は例外的である。また仕事上の連携はほとんど存在せず、基本的には各局ごとに完結している（城山、細野 2002, 247）。法務省の政策形成過程も受動的であり、余程の社会情勢の変化、大事件の発生等による社会からの要請がない限り、改正はほとんど行われぬ。そしてこれらの法律の改正は、世論の盛り上がりや、国内外の改正の強い要請がある場合のみ改正が行われ、法務省が積極的、能動的にこれらの法改正について企画・立案することは非常に少なかったと言える（城山、細野 2002, 253-254）。

吉田、河野（2006）の『人口学ライブラリー4 国際人口移動の新時代』は、戦後日本の外国人労働者受け入れ政策について紹介している。日本は戦後、出入国管理行政の第一歩として 1950 年に入国管理庁が設置され、入国警備官が配置された。その出入国管理は主に戦前或は戦中から日本に居住する旧植民地出身者である韓国・朝鮮の者を対象としたものであった（吉田、河野 2006, 189）。そうだとすれば法務省の政策形成過程を遡れば、やはり戦前日本の行政の性格がかなり残っていると見てよいだろう。

以上のように、戦前における対支文化事業の成立後、留学生事業の行政手続きについての、一次史料を使った研究はまだない。本研究では、それを補いたい。

### 三 研究方法

本論文は主にアジア歴史資料センターの一次資料を使い、当時対

支文化事業が留学生補助に必要な文書を読み解き、戦前日本の留学生政策における行政の流れを明らかにしたい。また先行研究を利用し、日本「留学生 10 万人計画」時期の留学生政策と比較しつつ、戦前戦後の異同を究明したい。とくに奨学金留学生の制度面での違いについてだが、戦前の対支文化事業における奨学金支給の手续や資格などを究明し、戦後の国費奨学金留学生の支給の手续や資格と比較したい。そこから戦前、戦後を通じて変化した部分があるか否か、或いは改善された部分があるか否かを解明したい。また同時期の公文書を解読し、日中両国の行政手続きを理解することで、当時の留学生はどのような方法で東方文化事業の奨学金を申請したのかを解明したい。

#### 四 対支文化事業の奨学金支給の種類と支給方式

ここでは対支文化事業の奨学金の種類や支給の方法を紹介する。対支文化事業の奨学金は、一般留学生、選抜留学生と特選留学生の三つに分けている。

まず一般留学生から話を始めよう。一般留学生は中華民国教育部令「日本対支文化事業留学生補助費配布弁法」によると、定員 320 名、各省における団匪賠償金負担額と議員数と比例して省別に定員を規定している。資格は甲から戊まで五つあり、甲は官立大学学生、乙は私立大学学生、丙は官立専門学校の生徒、丁は私立専門学校の生徒、戊は第一高等学校又は東京高等師範学校等に附設された特設予科生徒である。補給額は学費として月額 70 円であり、留学期間中に治療費 300 円以内を支給し、卒業または退学の際帰国旅費を 75 円から 200 円まで支給するとした。

この学費 70 円の補給額は「文部省専門学務局所管学資補給に関

する制度<sup>4</sup>」を参考にしているようだ。「文部省直轄学校教育養成規程(抄)」によると、「(前略)…補給すべき学資は学部又は高等師範学校の専攻科の学生に対しては毎月三十円以内大学院又は研究科の学生に対しては毎月七十円以内とす。」また、「帝国大学特選給費学生規程」でも、「特選給費学生は学部卒業者中学力優秀にして永く學術の攻究に従事せんと欲する者より之を選定し学資を給与し大学院に於て攻究を為さしむるものにして補給額は一箇月七十五円以内とす。(下線は筆者)」としている。それぞれ70円、75円と設定されており、日本の学生と大差はないと考えられる。

しかし一般留学生制度には欠点があった。一つは奨学金支給の定員は省別に大差があり、定員の少ない省では、優秀な学生であるにも関わらず支給されなかったり、定員の多い省の成績劣等な学生に奨学金を支給したりなど、不公平なところがあった<sup>5</sup>。もう一つは対支文化事業設定以前より、中国政府の財政難から公費の留学生への送金は度々停滞し、留学生の生活に支障をきたした。そのため対支文化事業創設の際、官費生と私費生との間でも補給を受ける資格について議論があった。官費生の言分は、官費を受ける資格があるにも拘らず中国からの送金がないのだから、文化事業部の補給はまず官費生が受けるべきであるとの主張に対し、私費生は(官費生は官費があるのだから)文化事業部からの補給は私費生が先だと主張した。両者の争点はやはり支給資格の問題であって<sup>6</sup>、結局支給対象は

---

<sup>4</sup> アジア歴史資料センター「Ref. B05015422200 文部省専門学務局所管学資補給に関する制度」8画像目。原文の片仮名は平仮名に改めた。以下の原文もすべて同じ。

<sup>5</sup> アジア歴史資料センター「Ref. B05015001300 対支文化事業関係執務参考書乙巻」65画像目。

<sup>6</sup> アジア歴史資料センター「Ref. B05015001200 留学生補給と優良学生養成の方針」23画像目。

官私折半で妥協したのである。

以上のように、各省の定員数の差や学校資格の差などにより、成績優秀な留學生が奨学金を十分に受けられない体制であったことが一番大きな問題点であり、中国側と日本は度々交渉しているが、支給規定の改定には至っていない。尚、1929年（昭和4年）3月末時点での補給生の人数は318名である。

次は選抜留學生であるが、1926年（大正15年）に中国側の同意を得て、文化事業局と文部省との協議の結果、別に選抜支那留學生制度を設け、学校側からの推薦により、成績優秀であるが、学費不足のため困窮している中国留學生毎年約20名（定員80名）を選定し、月額70円以内の学費を支給するほか、病気で帰国する場合は一般補給留學生と同様に扱うことにするとした。1929年（昭和4年）3月末時点での補給生の人数は69名である。

最後は特選留學生である。専門教育を修了後、さらに日本において学術研究を進める優秀な中国人学生は、大学総長、学部長又は教授などの推薦により、「特選支那留學生選定標準及手続」に基づき、20名以内を選定すると定め、月額150円以内を学費として支給し、さらに年額300円以内の研究費を支給するとした。昭和4年3月末時点での補給生の人数は16名である。

以上、三種類の奨学金は年に合計420名の留學生を支援している。なお留意すべきは特選留學生の規定の第五条である。即ち「特選支那留學生は学資支給期間中報酬を得て他の業務に従事するを得ざること<sup>7</sup>。三つの奨学金の中に、受領期間中に他の業務に従事することを明文上禁止するのはこの特選留學生だけである。現在の国費

---

<sup>7</sup> アジア歴史資料センター「Ref. B05015001300 対支文化事業関係執務参考書乙」87画像目。

外国人留学生に類似し、留学期間中のアルバイトは資格活動の許可を得てからにしなければならない。

基本的には、以上三種類の奨学金は卒業するまで支給するか、或は支給期間を 2 年と定めるものがほとんどである。毎年「終に於て其の研究概況を記述した推薦者を経て外務省文化事業部に提出すること<sup>8)</sup>」も義務付けられた。これは現在、国費外国人留学生も学業成績及び出席状況等についての報告書の記入が規定されているのと同じである<sup>9)</sup>。

また 1922 年（大正 11 年）、在日中国公使館の公費留学生の学費支給状況に関する調査によれば、「十二月現在に於て三千百〇九人に達し其中千二百四十人は官公費生にして余は自費生なり<sup>10)</sup>」としているが、中国の中央政府、各省とも極度の財政困難に陥り、派遣した公費留学生の学費が全く送付されない状態が続いていた。そのため官公費留学生は修学も、帰国もできない状態にまで困窮していた。3109 名の留学生のなかで、1240 人が中国政府からの官公費を受けていたが、比率にして約三分の一であり、実際に学費をもらえるかどうかは別として、今日から見ればかなり高い比率であった。そして対支文化事業では、合計 420 名を選定するとしていたが、これは現在の日本国費外国人奨学金の比率に近いと思われる<sup>11)</sup>。

---

<sup>8)</sup> アジア歴史資料センター「Ref. B05015001300 対支文化事業関係執務参考書乙巻」87 画像目。

<sup>9)</sup> 2018 年度国費外国人留学生に係る学業成績及び出席状況等について（報告書）記入要領 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/ryugaku/kokuhi/chousa/\\_\\_\\_icsFiles/afieldfile/2019/04/16/1415549\\_2.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/kokuhi/chousa/___icsFiles/afieldfile/2019/04/16/1415549_2.pdf)

<sup>10)</sup> アジア歴史資料センター「Ref. B05015422200 在本邦支那官公費留学生に対する学費支給状況」77 画像目。

<sup>11)</sup> 対支文化事業は約 3000 名の留学生に対し 420 名が奨学金学生であり、約 13% を占めている。平成 30 年の留学生数推移では総数 298980 人、国費留学生数 9423

その授業料を補給する金額は対支文化「事務局より文部省を経由し直接関係学校に交付すること<sup>12)</sup>」としている。他にも給費生の寄宿でも、「理想としては支那学生に適する寄宿舎の設置にあるも目下の手段としては指定下宿制度に據ること<sup>13)</sup>」とある。その原因は対支文化事業の最も重要な目的があるため、以下全文を引用する：

当事務局の理想としては在本邦支那留学生に対し単に学費の補給をなすに止めず本邦留学中彼等の日常生活其他万般に亘り十分の保護及監督をなし以て此等留学生の智識増進及人格涵養を計ると共に彼等をして本邦に対し好個の印象を得せしめたきも右は實際上容易ならざることにして直接教育当局の真摯熱誠なる援助は勿論広く一般国民の十分なる了解及協力に俟つべきこと至大にして到底当事務局のみの努力を以て其目的を達成すること不可能なり<sup>14)</sup>。(下線筆者)

---

人、私費留学生数 285824 人となっており、国費留学生の比率は 3%である。しかし、「留学生 10 万人計画」が始まった 1983 (昭和 58) 年には、留学生総数 10428 人に対し、国費留学生数は 2082 人、その比率は約 20%である (日本学生支援機構 2019)。

<sup>12)</sup> アジア歴史資料センター「Ref. B05015422200 在本邦支那官公費留学生に対する学費支給状況」84 画像目。そのくわしい原因は以下の通りである。「前項の授業料補給額は之を本人に手交すること無く直接当事務局より文部省経由し関係各学校に交付すること最も適当なり。右は従来経験に徴し實際上授業料滞納を余儀無くせらるる迄の窮境に立たざる在本邦支那留学生にして更に窮迫せる他学友に対する手前並所謂横着のため現実の支払を怠る者多きに鑑み若し前記学費補給を本人に為すに於ては我方所期の目的を達成し得ざる処あるに依る」つまり中国人の性格に問題があると考えていたようだ。

<sup>13)</sup> アジア歴史資料センター「Ref. B05015422200 在本邦支那官公費留学生に対する学費支給状況」85～86 画像目。

<sup>14)</sup> アジア歴史資料センター「Ref. B05015422200 在本邦支那官公費留学生に対する学

その日常生活に亘り保護及び監督するのは、日本に対するよい印象を留学生にもたらすためだと考えられ、教育当局、一般国民、事務局三方の努力を併せて達成させようと計画している。

最後はその受領資格についてであるが、「選抜せる優良学生の成績、操行等は学校当局をして定期的に文部省に報告せしめ必要に応じ選定を変更をなすこと<sup>15)</sup>」とし、日本側がその資格を取り消す権限があると表している。次節では一般奨学金資格について各種公文書を検討したいと思う。

## 五 公文書より見た奨学金支給に関する行政手続

本節は一般留学生に関する公文書を取上げ当時の対支文化事業の奨学金支給の手続について詳しく検討する。「アジア歴史資料センター戦前期外務省記録 H 門」の東方文化事業における奨学金関連の文書の構成は以下の通りである。

H 門の東方文化事業に関する資料は、0 類から 7 類まで分類され、第 5 類の学費補給・諸補給は、主に留学生補給についての資料である。また、その下には 0 項から 7 項まであり、1 項から 6 項までは中国留学生への補給であり、7 項は日本から中国への留学生に関するものであった。

第 1 項は一般留学生、第 2 項は選抜留学生、第 3 項は特選留学生に関する資料が整理されており、第 5 項の諸補給では、奨学金留学生であるかどうかにかかわらず、留学生懇話会、治療費関係や帰国旅費関係などの資料が集められている。本論考は以上の資料から、

---

費支給状況」85～86 画像目。

<sup>15)</sup> アジア歴史資料センター「Ref. B05015422200 在本邦支那官公費留学生に対する学費支給状況」94 画像目。

主に第 1 項から奨学金留学生関連の公文書などを分析し、奨学金支給に関する公文の流れについて検討する。

まずは 1924 年（大正 13 年）留学生学費補給其他諸問題に関する協議会の記事について検討しよう。この協議会は 1924 年 11 月 25 日に文部省次官室において行われ、会議には外務省側から出淵勝次対支文化事務局長と岡部長景事務官、文部省側からは松浦鎮次郎文部次官などが出席した。会議では留学生学費補給についての資格を確認した。

会議の協定要項は二つあり、一つは「支那側にて選定したる支那留学生補給者三百二十名（実際は二百九十七名）中試験を要する者を除き其他の詮衡は全然支那側に責任を負はしめ我方は之を承認すること」であり、もう一つは「支那留学生学資補給者三百二十名中支那側より其の選定を依頼し来れる七十九名の選定方法に就ては結局文部省に一任することに決し可成速に之を決了すること」<sup>16</sup>であった。

留学生補給者は一旦、中華民国留日学生監督処によりリスト化され、その後同処が 218 名の受領資格を確定し、残りの 79 名の選定は日本文部省に一任するということになる。実際予算を握っている文化事業部事務局はこのリストを承認するだけであった。しかも協議会記事の中では文部省の選定方法については明らかにしていない。これが現在の日本国費留学生とは大きく異なり、また奨学金補給に支障を来たす点にもなった。

1925 年（民国 14 年）中華民国留日学生監督・呉文潔から日本外務省文化事業部部長岡部長景宛の公文書には、以下のように書かれ

---

<sup>16</sup> アジア歴史資料センター「Ref. B05015422500 在本邦一般留学生補給実施関係雑件第一巻、支那留学生学費補給其他諸問題に関する協議会」4 画像目。

ている：

留日學生監督處公函第一百廿一號  
 逕啟者查本處為總攬留日學務機關凡文化事業補助費生請求  
 貴部核辦事件概須經由本處轉達其有直接向  
 貴部面商或函請與本處辦法相違背者不能發生效力以免紛  
 歧而昭鄭重相應函請  
 貴部長查照辦理為荷此致  
 日本外務省文化事業部岡部部長殿  
 中華民國留日學生監督吳文潔  
 中華民國十四年十二月廿三日（原文ママ）<sup>17</sup>

内容を要約すると、中華民國留日學生監督處は日本留学に関する事項を総括する機関であり、日本文化事業部は伝達事項があれば必ず監督處を通して行うこと、学生からの直接面談や書簡の往来は本處の法規に抵触するため応じないこと、の二つを鄭重に確認したものである。

1926（大正 15）年度では、九州帝国大学から補給費申請の公文が残っている。大学の総長・大工原銀太郎は、直接外務省文化事業部部長の岡部宛に「本学医学部在学支那留学生王延綱」について、以下の公文を送付した<sup>18</sup>：

---

<sup>17</sup> アジア歴史資料センター「Ref. B05015422900 在本邦一般留学生補給実施関係雑件第二卷」48 画像目。

<sup>18</sup> アジア歴史資料センター「Ref. B05015423000 在本邦一般留学生補給実施関係雑件第二卷」82 画像目。

文化事業部

庶第六三一号

本学医学部在学支那留学生王延綱より学資支給方に付別紙願書提出候に付及御送付候係可然御配慮相煩度候也

大正十五年五月二十四日

九州帝国大学総長大工原銀太郎

外務省文化事業部長岡部長景殿

そして学生の王延綱も別紙で以下の通り願い出た<sup>19</sup>：

御願

私儀

予て文化事業部給費生希望致居候所漸く本年度に於いて其順位に相当致すことに相成候趣承知致候も未だに貴部並に奉天省経理員より何等御通知相受け不申憂慮罷在候就ては御繁忙中恐縮に候へ共御調査の上特別の御詮議を以て本年度貴部給費生に御採用被成下度此段奉願候也

中華民國奉天省

大正十二年度入学（四年生相当）医学部学生

王延綱

大正十五年五月十八日

王延綱の話によれば、彼はすでに文化事業部の給費生の候補として通知を待っており、今年こそ採用されるだろうと期待しているが、

---

<sup>19</sup> アジア歴史資料センター「Ref. B05015423000 在本邦一般留学生補給実施関係雑件第二巻」83 画像目。

中々通知が来ないため、もう一度調査をして詮議していただき、本年度の給費生として採用してほしいという旨の願い出であった。

その結果、王氏は次年度の「擬定十五年度各省文化事業補助費生空缺席補名冊<sup>20</sup>」では、官費生補欠1名に対して同資格者2名に選ばれたが、大正15年度学費支給支那留学生補欠者（第一回の分）では落選した。王氏は選抜留学生の枠におり、同資格保持者が2人いる場合、その選択は日本文部省に一任するが、残念ながら外務省の公文書ではその落選の原因について不明であった。落選原因については、今後さらに日本文部省や中華民国教育部の資料などを調べる必要がある。

第二の例は帰国の手続きについてである。補給を受ける中国留学生は帰国する際も、監督処から文化事業部へ公文を出す形になっている。

1926年（民国15年）の公文を挙げてみたい：

#### 留日學生監督處公函第五四五號

逕啟者茲據河南省補助費生蕭國楨呈稱生於前月接到家函得悉家中遭土匪之禍父親因驚致病盼生速歸故不得不休學回國願將補助費辭退俾其他合格自費生早日序補惟生處茲困難之境無自籌措川資懇函商文化事業部體恤艱情准予設法特別發給歸國費俾得成行至為感德等情前來查該生既願辭退補助費自可照准所遺之缺請就肄業日本大學專門部社會科三年生王濟漢范效純等二名同資格生中選擇一名補之又查向來對於因特別情形休學回國之官補助費學生有多給

---

<sup>20</sup> アジア歴史資料センター「Ref. B05015423400 在本邦一般留学生補給実施関係雑件第三卷」41 画像目。擬定十五年度各省文化事業補助費生空缺席補名冊。

學費二個月作為川資之辦法該生蕭國楨因困難未克成行請  
求特別給與歸國費一節尚堪原諒相應據情函請  
貴部查照勘酌辦理見覆為荷此致  
日本外務省文化事業部部長岡部長景殿  
中華民國留日學生監督吳文潔  
中華民國十五年十二月五日<sup>21</sup>

以上のように、蕭國楨という留学生は家庭の事情で帰国を余儀なくされたが、対支文化事業の補助資格をも放棄するので、先ずは其の資格を他の自費生に与え、帰国の旅費を申請するというものである。

本節は対支文化事業の奨学金支給に関する公文の流れについて検討してきた。注目すべき点はやはり「中華民國留日学生監督処」の存在である。当時の監督処は日本だけではなく、アメリカ、ヨーロッパにも設置されており、この制度は清から継承したものである<sup>22</sup>。元々留学生を管理する機構であるが、時代が民国になり、管理面のほか日本においては対支文化事業の奨学金発給の事務をも請負い、かなり煩雑な手続を担当するようになったのである。こうして留日学生監督処に生じた問題点は多々あるが、まず直面した問題としては、人手が足りず日常業務に支障を来たしたこと、もう一つは奨学金事業について日本側と学生たちとの板ばさみになったことである。留日学生監督処の組織上の問題点や日本文部省との軋轢などについては後文で触れよう。

---

<sup>21</sup> アジア歴史資料センター「Ref. B05015423500 在本邦一般留学生補給実施関係雑件第三卷」48 画像目。

<sup>22</sup> 清国政府は学校との交渉、留学生の監督などの必要性から 1906 年（明治 36 年）、公使館に留学生監督処（中華民國時代は中華民國留日学生監督処）を設置した。

## 六 公文書から見た学費補給の諸問題

本節では前節で触れた選定方法と駐日留学事務処の組織に関する問題を検討してみたい。

ここではまず第一の問題点である中華民国留日学生監督処の組織問題について考察しよう。「支那留学生学資補給諸問題に関する件」<sup>23</sup>では、吉田という外務省の官僚が1925年（大正14年）9月、駐日留学事務処の鄧学務専員を訪ね、中国側の考えを以下のように記述している：

支那留学生学資補給諸問題に関する件

吉田属記

本件に関し大正十四年九月十一日支那駐日留学事務処に鄧学務専員を訪ひ昨今に於ける状況並支那側の意とするところを質したるに同氏の語れる要領左の如し

（中略）

大正十五年度に於ける補給方針の件

教育部は事勿れ主義を把持するに付十三年度に於ける暫行的弁法により実施継続するを可となす意向の如し然れども教育部内にありても現行法の不可なるを力説する者も相当あるか故に他に最も適當なる選定方法あり之が実行可能なりと確信するを得は何時にても現行法を改廃するに吝ならざるものと認めらる仍て具体案を作製し直接教育部と協議すること捷徑なるべし余は近く帰国教育

---

<sup>23</sup> アジア歴史資料センター「Ref. B05015423300 在本邦一般留学生補給実施関係雑件第三卷、支那留学生学資補給諸問題に関する件」15画像目。

部内に奉職することとなるべきに付本問題の解決に対して出来得る限り援助すべし

まずは 1926 年（大正 15 年）度の補給方針について、中華民国教育部は暫定的な方法を改めるつもりはないようであるが、同部内でそれを改善する必要があるとの意見もあり、鄧学務専員も帰国後この問題を解決するため、出来る限りの援助をするつもりであるという。ここでは教育部内の対支文化事業の留学生奨学金に対する消極的な態度が見て取れる。「事勿れ主義」は一般的に公務員が勤務に対し消極的な態度を指すものであるが、これは当時の中国政府において一般的なことであったのか、或は教育部のこの文化事業に対するだけのことであったのかは不明である。

なお文中では監督処の組織に関する問題も提起された。即ち、

#### 駐日留学事務処の組織改正の件

現行学務専員制度を拡張し監督制度となし留日学生監督一名を置いて弁理せしむることとなるべし右は実職に付（本邦勅任官待遇同等一客年総裁格と先づ同格ならん）現在の経費千二百円の二、三倍は支給せらるるならん同監督として昨年蒞学務総裁と同時に渡日したる（学務専員として小生と二人赴任したり）呉文潔氏着任すべし余は同氏と事務引継を了次第北京に帰る予定なり

ここでは、駐日留学事務に関する組織の格上げが記されている。日本の勅任官待遇相当から総裁格に上げるということは、事務の繁忙からなのか、或は事業に対する重視からであろうか、権限の拡大と経費の増加が見込まれている。

最後は経費補助に関してだが、その行政事務の難所や煩雑なところが細かく記されており、

#### 留学事務処経費補助の件

文化事業費を以て補給せらるる学生事務は相当煩雑にして其の進行を促進せんには学務処一般事務と区別して学務処内に日華文化事業留学生補助費事務課と称するが如き一課を設置するを要す而して同課は文化事業補助費学生に対する一般事務を弁理するは勿論右に関し生ずる日本外務省文化事業部との交渉は直接に之を行へ（形式上公使館を経ると雖も）且つ補助学生の序補検定並右に必要な試験の試行補給の細則毎年度に於ける臨時規定事項等の制定を行ふこととす右の為学務処及文化事業部より右事務に経験ある者を各一名招聘して相談相手となし事務員としては主任となる者一名他二名乃至三名を以て本事務を処理すること適当なるべし右に対し年額五千元宛文化事業部より補助あり度きなり其の補助の形式に於て十分に知悉せざるも当学務処より囑託の形式に於て補給せらるるも教育部等に於て何等反対するところ無かるべし（下線は筆者）

文化事業補助費を受ける学生は前にも述べたとおり、年間 320 名であり、その者たちの申請手続きはすべて留日学生監督処を通して行うとなると、かなり煩雑な事務処理になることが考えられる。さらにその何倍にもなる受領資格の申し込みは繁忙期に一気に押し寄せ、とても処理しきれないものであろうと考えられる。そのため文中では最大 5 名の増員を提案し、年額 5000 円の補助をも希望して

いる。

第二の問題点は学資補給の増額問題についてである。前節に述べたように月額 70 円の補助は文部省専門学務局所管学資補給に関する制度を参考にしており、日本本国の学生と同一視しているのだが、1926 年（民国 15 年、大正 15 年）に駐日公使・汪榮寶と留日学生監督・呉文潔がそれぞれ増額に関する公文を出した<sup>24</sup>。

前にも述べたように、教育部や各省の官公費留学生在が中国各級政府の財政難から、往々にして官公費の受領がままならない状態に陥っており、それを解消するための対支文化事業は逆に補給が足りないとすると、学生としては、不確定ではあるが補給額の多い官公費を受領するか、確定で補給額が少ない文化事業補助費を受けるか、選択を迫られる。

幣原外務大臣はこの件に対しての返答は以下の通り：

文化普通検査号 大正十五年三月五日附

受信人名 在本邦支那公使館汪公使

発信人名 幣原大臣

件名 学資補給支那留学生学資月額増加方に関する件

以書翰致啓上候陳者学資補給貴国留学生の学資月額増加方に関し文化事業補助費生聯合会より希望申出ありたる趣客月十九日附寅字第四二号を以て御申越の次第致聞悉候右は当方経費の都合も有之乍遺憾御希望に副ふ様難取計候間右御諒承相成度此の段回答申進本大臣は爰重ねて

---

<sup>24</sup> アジア歴史資料センター「Ref. B05015423300 在本邦一般留学生補給実施関係雑件第三卷、支那留学生学資補給諸問題に関する件」25 画像目。

閣下に向けて敬意を表し候 敬具<sup>25</sup>

柔らかではあるが、その要求を拒否したのである。

第三の問題点は文部省による選考問題についてである。前述したように、同資格者の中から補給資格の選定について、監督処は文部省に一任したわけであるが、「支那留学生学資補給者三百二十名中支那側より其の選定を依頼し来れる七十九名の選定方法に就ては結局文部省に一任することに決し可成速に之を決すること<sup>26</sup>」のいうように、その選考方法ははっきりしておらず、同じ選考を受ける留学生からは不平、不満の声が上がっていた。

1927 年（民国 16 年、昭和 2 年）に、留學生監督・徐鴻澤から二通の公文を文化事業部・岡部部長宛に出した。

浙江經理員・林本からの函によるものであり、同資格者 7 名からどんな標準を持って葉、王の 2 名の学生を選んだのかを確かめる公文である<sup>27</sup>。それから二日後、徐監督が同じく選考基準に疑問を抱く公文を出し、その内容は以下の通り：

逕啟者關於序補補助費同資格時以何者為選定標準一事昨曾函詢在案茲又據四川學生萬鵬來呈略稱此次補助費四川自費生中學生（萬鵬）與龍正中為同資格查學校調查表中學生（萬鵬）成績為甲龍正中為三十九人中之三十九而竟將龍

<sup>25</sup> アジア歴史資料センター「Ref. B05015423300 在本邦一般留学生補給実施関係雜件第三卷、支那留学生学資補給諸問題に関する件」29 画像目。

<sup>26</sup> アジア歴史資料センター「Ref. B05015422500 在本邦一般留学生補給実施関係雜件第一卷、支那留学生学費補給其他諸問題に関する協議会」4 画像目。

<sup>27</sup> アジア歴史資料センター「Ref. B05015423800 在本邦一般留学生補給実施関係雜件／選定関係」11 画像目。

正中選補不知果係根據何種標準伏乞轉請文化事業部明白  
賜覆以釋疑惑而示公正不勝盼切等情據此相應函請見覆為  
荷此致

日本外務省文化事業部長子爵岡部長景殿

中華民國留學生監督徐鴻澤

中華民國十六年十二月五日<sup>28</sup>

この件は同じ資格を持つ学生に関するものであり、その学生は詳しく  
学業の成績などを付しており、上記の例と同じく判定基準の説明  
を求めている。特に文中では、同資格者 2 名の成績を明示した上、  
成績優秀な方が落選し、成績劣悪な方が選ばれたことについて説明  
を求めている。

これに対し、文化事業部はまず文部省専門学務局と電話で選定標  
準を確認した。その電話要領は以下の通りである：

電話要領 昭和二年十二月十九日午後三時三十分

対話者 文部省専門学務局佐々木文部補

受話 大久保補

一・問 学費支給支那留学生同資格者詮衡に付ては毎度  
御手数を掛けて居りますが詮衡の事に付て支那留日学生  
監督処からよく聞いて参ります。それて当部としても参考  
の為貴省の詮衡標準を承知して置きたいと思ひますから  
御知らせ下さい

答 同資格者詮衡の方法は貴部から御照会がありますと

---

<sup>28</sup> アジア歴史資料センター「Ref. B05015423800 在本邦一般留学生補給実施関係雑件  
／選定関係」13 画像目。

其の学生の在學校に対し本人の学業成績、操行、身体  
の状況、三点に付ての調書を集めます。それから学校別学生  
の配置を見まして一方に偏しない様に配置する事を考え  
ます。こんな方法で詮衡して居ります。

以上<sup>29</sup>

文部省の回答は簡単だが問題もある。もし文化事業部からの照会が  
あれば、まずその学生の学業成績、操行、身体の状態についての調  
書を集めるが、しかしその後の「学校別学生の配置を見、一方に偏  
しないように配置する事を考える」とは極めて分かり難い。この点  
について文化事業部から留日監督処への返事に一言の説明もなかつ  
た<sup>30</sup>。学生の配置云々の説明はその返答にないのである。従つてこ  
れだけでは、なぜ成績が甲である萬鵬が落選し、成績が最下位の龍  
正中が選ばれたのか、説明がつかない。

そのため監督処は 1928 年（民国 17 年、昭和 3 年）に再び公文  
を出し、この点について説明を求めた<sup>31</sup>。同資格の学生は再三に亘  
り不公平な選定のため、憤慨して説明を求めたが、監督処もこの板  
ばさみの状態が続いた。このため監督処は、そもそも補助費は文化  
事業に属しているのであり、審査資格は秘密にする必要はない。文  
部省は必ず各学生の資料を一通り集めており、選考の基準があると  
信じている。誤解や争議を避けるため、問題の学生の成績、操行等

---

<sup>29</sup> アジア歴史資料センター「Ref. B05015423800 在本邦一般留学生補給実施関係雑件  
／選定関係」10 画像目。

<sup>30</sup> アジア歴史資料センター「Ref. B05015423800 在本邦一般留学生補給実施関係雑件  
／選定関係」9 画像目。

<sup>31</sup> アジア歴史資料センター「Ref. B05015424000 在本邦一般留学生補給実施関係雑件  
／選定関係」5 画像目。

報告書の写しを開示してもらいたいと、基準の開示を重ねて文化事業部に要求したのである。これに対し、文化事業部は以下のように回答している：

昭和三年十二月八日

受信人名 在本邦姜留日支那学生監督 発信人名 外務省岡部文化事業部長

件名 一般補給支那留学生候補者中安徽省同資格者の詮衡に関する件

拝復陳者客月十七日附貴信を以て安徽省出身同資格者中史懷文が選定せられたるに付詮衡の内容に関し文部省に照会し以て其の資料を貴処に提示すべき旨御申越の次第致閱悉候 然る処同資格者の詮衡に関しては曩（さき）に貴国汪公使の依囑に基き客年十二月二十二日附拙信を以て回答致置きたる標準に據り文部省に於て責任を以て之を為せるものにして其の内容は公表の限りで無き候条右様御了知相成度此段回答申進候敬具<sup>32</sup>

やはり採点基準の公開は勿論、資格に問題があると思われる学生の成績などの写しも提供できないと拒否したのである。さらに興味深いのは、文中「…は公表の限りで無き」のところは実は修正後のものであり、修正前は「に関し追及すべき筋合のものには無き」と書かれており、かなり強硬な言い方をしたものであった。これは文書

---

<sup>32</sup> アジア歴史資料センター「Ref. B05015424000 在本邦一般留学生補給実施関係雑件／選定関係」3 画像目。

作成の過程で改めたとと思われるが、実際誰が起草したのかは残念ながら、公文書の浄書者の名前はなく、印鑑も判読できない。

上述のような交渉過程において、日本側が「選考を文部省に一任する」の姿勢が明白であり、留日学生監督処の再三の要求も煩わしく考えているようであり、公文を起草する際、相応しくない言葉選びをしてしまったくらい強硬な姿勢が垣間見られる。しかし、このままでは選考資格の問題を解決できないと思い、中国側が翌年の 4 月に代替案を出した：

民字第七四號

敬啟者查關於留日學生序補庚款缺額遇有成績相同或有疑義時向由敝國駐日學務處商請

貴國文部省延請主試及閱卷人員酌定科目及方法仍會同商定時日地點舉行在案茲為節省手續計此後遇有舉行此項臨時考試之必要時即由留日學生監督處自行辦理以期簡便為此函達敬祈

查照施行同時請通知文部省並對於歷來援助之厚意敬鳴謝忱即乞

諒察為荷順頌

台祉

右致

日本外務大臣男爵田中義一閣下

中華民國特命全權公使汪榮寶

中華民國十八年四月十三日<sup>33</sup>

---

<sup>33</sup> アジア歴史資料センター「Ref. B05015424200 在本邦一般留学生補給実施關係雜件／選定關係」7 画像目。

公文では、「為節省手續計」と書かれているが、実際は文化事業部や文部省との交渉に手を焼き、選定の自主権を取り戻そうとする姿勢がはっきり分かる。今後は留日学生監督処が直接試験を行い、補給資格者リストを確定してから文化事業部に通告するという事になった。この公文を受け、田中義一外務大臣の返事は以下の通り：

文化一機密第三二号 昭和四年五月拾参日

受信人名 在本邦汪支那公使

発信人名 田中大臣

件名 一般補給留学生同資格者選定方に関する件

(前略) 大正十三年度に於て一般補給者学生制度の実施せられたる当時以降引続き文部省の決定に一任し来り今日迄円満に事勢の進行を見たる次第に右之に加ふるに一般補給留学生選定に関する現行規則改正案は既に成り遅くも明年三月より之が実施し期する次第に有之其の暁に於て本件同資格者選定の問題は自然消滅するやに思惟せられ候就ては此の際同資格者選定に関する従来の手続を改むるとは之を見会す○の致度候に付右様○了承相成り度此段申進並方本大臣は茲に重ねて閣下に向つて敬意を表し候 敬具<sup>34</sup> (下線は筆者)

返答では、文部省の決定に一任して以来今日まで円満に事を運んだことを記し、今までの資格に関する争議については触れなかった。また、現行規則の改定も進んでおり、今後この問題は自然消滅する

---

<sup>34</sup> アジア歴史資料センター「Ref. B05015424200 在本邦一般留学生補給実施関係雑件／選定関係」5 画像目。

ものだろうと考えていたようだ。

以上対支文化事業における中華民国留日学生監督処に関する問題点について述べてきた。まずは組織問題だが、人手不足や予算の問題は事業開始初期によくある問題であると思われ、事業の規模を見誤れば必ず直面する問題でもある。しかし、資格選定問題は影響が大きいと考える。1924年（大正13年）に事業が始まり、ほぼ時を同じくしてこの問題が発覚し、問題解決に1930年（昭和5年）3月まで、何と6年近くもかかってしまった。まったく考えられない事態である。結局は留日学生監督処が自分で選考することによって一応の解決になったが、この過程の中で留学生たちが不公平を感じるのも少なくなかったであろう。

## 七 おわりに

対支文化事業は1923年に成立し、中国人の対日感情を好転させ、知日、親日派を作る目的を念頭に始めたものであった。「又従来日本留学生出身者と在留本邦人側との連絡甚だ稀薄なりし為彼等をして反つて排日運動に傾かしめること一再に止まらざるに付今後は特に之等日本留学生出身者等との連絡を密にし彼等をして日支提携の楔たらしめ尚進んで東方文化の向上に資せしむること<sup>35</sup>」のように、日本に留学に行った学生たちがかえって反日の立場になり、日本の大陸政策に悪い影響を及ぼすことがあった。そのため、日本政府はこの対支文化事業を利用してその留学生たちの対日観を改めようとしていた。しかし前述のように、対支文化事業の奨学金資格審査は、すべて中華民国留日学生監督処を経て、あらゆる事務手続

---

<sup>35</sup> アジア歴史資料センター「Ref. B05015000900 東方文化事業関係雑件 第一巻 領事会議に於ける口述筋書」2画像目。

きはこの留日監督の許可・認証が必要であるため、その煩雑な事務処理は留日学生監督処は勿論、79名の選別を一任された日本外務省文化事業局、日本側の不公平な選別を受けた学生の三方をも困らせてしまった。特に学生の多くは官公私費を問わず経済的に困窮しており、この複雑な事務手続きが却って留学生の反感を買うことになったと考えられる。

例えば奨学金の補給資格問題では、留学生がその審査標準について異議がある場合、まず留日学生監督処に学生会の名義で書簡を出し、留日学生監督処はまたそれを正式な公文に添付して外務省文化事業部に出す。文化事業部は公文を受け取り、返答する前に、文部省に問い合わせをする必要があり、その問い合わせに明白な答えが出ないのに、そのまま返答を留日学生監督処に返し、学生たちに何も明白にしない答えを伝えるという極めて杜撰な「事勿れ主義」の伝達をしていた。そのため、本論で論じてきた 1923 年からの対支文化事業初期の奨学金事業は、その本来の目的を達成できなかったと断言できよう。

なお本論考の副次的目的である「対支文化事業の留学生事業」と「留学生 10 万人計画時期の行政手続」の相違について触れておきたい。

現在の国費外国人留学生制度では、学生選定について大きく大使館推薦や大学推薦、国内採用などがあり、海外、国内問わず、採用推薦の主体はあくまで日本の機関である。これに対し対支文化事業の留学生奨学金は、採用推薦の主体を中国側の留日学生監督処に置いており、これが一番の相違点だといえよう。対支文化事業の時代はその時代的制限から、留学生を監督する必要があると考えているが、奨学金事業などの行政手続きにも監督処が介入する場合、その煩雑さが中国在日の日常の外交業務にも支障を来たすことがあった

と思われる。しかしこの複雑な行政手続きの問題は、現代の日本政府でもまだ完全に解決できていない。「留学生 10 万人計画」に留学生が不満を抱くのも往々にして日本における事務手続きの煩雑さである。

しかし奨学金支給者に対し、出入国の旅費や医療に掛かる負担をも軽減する補助は驚くことに、対支文化事業の時期でも「留学生 10 万人計画」の時期でも完備している。医療負担については対支文化事業時期では一定額を支給したが、現在は日本の国民保険に加入して自己負担分だけ支払うことになっている。いずれにしても日本政府は来日する留学生に対して細かい医療面での心配りが感じられる。

また「留学生 10 万人計画」時期の保証人制度は、対支文化事業当時の推薦人と関係があるのではないかと筆者は推測している。1920 年代、日本に留学する中国学生は少なく、合計で 3000 人程度しかなかった。そのため一人一人に入学時に大学の総長や高等学校、専門学校校長が保証人代わりに推薦書を出したり、奨学金の受け取りに署名したりと、学校の長がこれを請け負っていた。勿論、大正、昭和の時は留学生も少なく、日本の高等学校以上に留学した中国の学生は高等人材とも言えるため、その措置は的を得ていたといえるが、1980 年代の「留学生 10 万人計画」の時は事情が大きく変わったといわざるを得ない。留学生の数を重視する余り、保証人制度が逆にネックとなり、専門的に保証人に成りすます輩も出るほどになった。また 1980 年代の中国人留学生はその膨大な人数から玉石混交は免れず、一部の留学生が日本で事件を起し、中国人留学生全体に悪い印象をもたらすこととなった。

以上の様に、日本の旧弊な行政システムから、対支文化事業の時の留学生事業の行政手続きの枠をあまり変えることなく現代の留学

生事業に移行したため、留学生の質・量ともに大きく変化した時代にとっても対応できていない。このため留学生による事件が起こるたびに、法務省出入国管理局は査証審査を厳しくし、留学生の数を減らそうと安易に考えるのも同じ理由からであろう。

この問題については、日本政府は「留学生 10 万人計画」を執行している段階から気づき、問題緩和に向けていくつかの施策を打ち出した。例えば保証人制度の改良や留学生に対する追跡調査などが一定の成果を挙げているが、まだまだ不十分であり、留学生の日本の環境に対する不満は完全に解消できていない。

「留学生 30 万人計画」の時代になってから、ようやく本格的な改善が見られるようになったが、今後さらにグローバル化が進み、国際間の人材移動はますます活発になっていくことが予想される。そうした時代に人材を獲得するためには、留学時代から優秀な人材の確保が重要になってくる。新しい政策上の発想が必要になり、過去の失敗例を顧み、同じ轍を踏まないことがその第一歩になると思う。

(寄稿：2022 年 3 月 10 日、採用：2022 年 11 月 30 日)

# 從史料看日本留學生政策

—以對支文化事業中的一般留學生為例—

羅仕昌

(國立政治大學日本研究博士學位學程博士生)

## 【摘要】

本論文研究對象為第二次世界大戰前對支文化事業中的獎學金留學生。日本在戰前，是用何種留學生政策接受中國的留學生。透過研究日本戰前留學生政策，筆者認為這可作為解析戰後留學生政策的新想法。

本研究主要利用亞洲歷史資料中心 H 門中有關對支文化事業的資料，希望就戰前日本留學生事業進行深入分析。

日本原先開始對支文化事業的目的，是希望擴大在中國的親日、知日派，但正如本論文所述，因為黑箱般的審查基準及繁雜的事務手續等等，反而讓留學生反感。到了 1980 年代，雖然審查基準變得清楚，但是事務手續依然困擾著留學生。這個狀態一直持續到「10 萬留學生計畫」結束為止。

關鍵字：對支文化事業、一般留學生、留學生政策、獎學金

# Japanese International Student Policy as Seen from Historical Materials: An Example of a General International Student in a Cultural Project with China

*Shih-Chang Lo*

Japanese Studies Doctoral Program, National Chengchi University

## 【Abstract】

This paper studies scholarship students in pre-WWII cultural projects against China. What kind of international student policy did Japan have in dealing with Chinese international students before the war? The author thinks that by studying the policy of foreign students before the war in Japan, it will become a new way of thinking to unravel the policy of foreign students after the war.

This research uses the materials from Series H of the Japan Center for Asian Historical Records and the Oriental Cultural Programs, in which I would like to mainly clarify the prewar Japanese student project.

The purpose of Japan's start of a cultural project with China was originally to expand China's pro-Japanese and Japan-aculturated groups, but as described in this paper, it is based on examination standards such as black boxes and complicated administrative procedures, which proved to be annoying to international students. In the 1980s, the screening criteria became clear, but the paperwork still troubled many international students. As a result, this situation continued until the "Plan for 100,000 Exchange Students" was completed.

**Keywords:** Cultural Affairs with China, General international students,  
International Student Policy, Scholarship

## 〈参考文献〉

- アジア歴史資料センター、<https://www.jacar.go.jp/> (閲覧日：2022/4/19)。
- Japan Center for Asian Historical Records (Accessed on April 19, 2022).
- 阿部洋、2004『汲古叢書：「対支文化事業」の研究—戦前期日中文化交流の展開と挫折—』汲古書院。
- Abe, Hiroshi. 2004. “Kyuko soshō: ‘Taishi bunka jigyo’ no kenkyū---senzenki nicchu bunka koryū no tenkai to zasetsu---” [A research of “Taishi bunka jigyo” The deployment and setbacks of Cultural exchange between Sino- Japanese before WWII]. Kyuko shoin.
- e-GOV 法令検索「昭和二十七年法律第九十四号、公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令等の廃止に関する法律」、[https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0500/detail?lawId=327AC0000000094&openerCode=1](https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=327AC0000000094&openerCode=1) (閲覧日：2022/4/19)。
- e-GOV. “Showa nijūnanan nen horitsu dai kyūjūyon go, koshoku ni kansuru shushoku kinshi, taishokuto ni kansuru chokureito no haishi ni kansuru horitsu” [Law No. 94 of 1952, Law Concerning the Abolition of Employment Prohibition, Retirement, etc.] (Accessed on April 19, 2022).
- 城山英明、細野助博編著、2002『続・中央省庁の政策形成過程—その持続と変容—』中央大学出版部。
- Shiroyama, Hideaki, and Sukehiro Hosono. 2002. “Zoku chūō shōchō no seisaku keisei katei---sono jizoku to henyo---” [The Process of Policy Formation of Central Ministries: Its Sustainability and Transformation]. Chuo University Press.
- 日本学生支援機構、2019「平成 30 年度外国人留学生在籍状況調査結果」1 月、<https://www.nisshinkyo.org/news/pdf/B-30-2.pdf> (閲覧日：2022/12/2)。
- Japan Student Services Organization (JASSO). 2019. “Heisei 30 nendo gaikokujin ryugakusei zaiseki jōkyō chōsa kekka” [About the 2018 survey on the enrollment status of international students] January (Accessed on December 2, 2022).
- 文部科学省、2008a『『留学生 30 万人計画』の骨子 とりまとめの考え方』4 月 25 日、[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/attach/1249711.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/attach/1249711.htm) (閲覧日：2022/4/19)。
- Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology. 2008a. “‘Ryugakusei 30 mannin keikaku’ no kosshi torimatome no kangaekata” [The outline of the “300,000 international students plan”] April 25 (Accessed on April 19, 2022).
- 文部科学省、2008b『『留学生 30 万人計画』骨子の策定について』7 月 29 日、[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/20/07/08080109.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/07/08080109.htm) (閲覧日：2022/4/19)。
- Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology. 2008b. “‘Ryugakusei 30 mannin keikaku’ kosshi no sakutei ni tsuite” [About the formulation of the outline of the “300,000 international students plan”]. July 29 (Accessed on April 19, 2022).

山根幸夫、1980『近代日中関係の研究—対華文化事業を中心として—』東京女子大学東洋史研究室。

Yamane, Yukio. 1980. “Kindai nitchu kankei no kenkyu---taika bunka jigyo o chushin toshite---” [Research on Modern Japan-China Relations---Focusing on Cultural Studies for China---]. Tokyo Woman’s Christian University Oriental History Laboratory.

山根幸夫、2005『東方文化事業の歴史：昭和前期における日中文化交流』汲古書院。

Yamane, Yukio. 2005. “Tohobunka jigyo no rekishi: Showa zenki ni okeru nitchu bunka koryu” [History of Eastern Culture Project: Japan-China Cultural Exchange in the Early Showa Period]. Kyuko shoin.

吉田良生、河野稠果編著、2006『人口学ライブラリー4 国際人口移動の新時代』原書房。

Yoshida Yoshio, and Shigemi Kono. 2006. “Jinkogaku raiburari 4: Kokusai jinko ido no shin jidai” [Demographic Library 4 New Era of International Population Movement]. Hara shobo.

王樹槐、1974『中央研究院近代史研究所專刊31：庚子賠款』中央研究院近代史研究所。

Wang, Shuhuai. 1974. “Zhongyang yanjiuyuan jindaishi yanjiusuo zhuankan 31: Geng zi peikuan” [Special Issue of the Institute of Modern History, Academia Sinica 31: Gengzi Indemnity]. Institute of Modern History, Academia Sinica.

黃福慶、1982『中央研究院近代史研究所專刊45：近代日本在華文化及社會事業之研究』中央研究院近代史研究所。

Huang, Fuqing. 1982. “Zhongyang yanjiuyuan jindaishi yanjiusuo zhuankan 45: Jindai riben zai hua wenhua ji shehui shiye zhi yanjiu” [Special Issue of the Institute of Modern History, Academia Sinica 45: Research on Modern Japanese Culture and Social Affairs in China]. Institute of Modern History, Academia Sinica.

